

業務及び財産の状況に関する説明書

【2025年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

株式会社 Custodiem

(2) 登録年月日及び登録番号

2021年10月26日

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第3297号

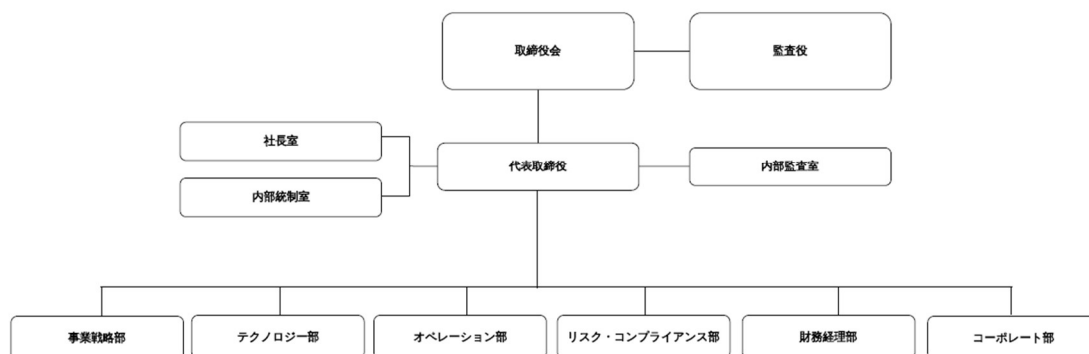
(3) 沿革及び経営の組織

① 会社沿革

年月	概要
2014年5月	QUOINE PTE LTD設立 法定通貨で暗号資産 / 仮想通貨を購入できるQUOINEX（コインエクステンジ）をローンチ
2014年11月	株式会社QUOINE JAPAN設立
2016年3月	東京にQUOINE本社を設置
2016年7月	商号をQUOINE株式会社へ変更
2017年6月	暗号資産 / 仮想通貨同士の通貨ペアを取引可能にするQRYPTOS（クリプトス）をローンチ
2017年9月	仮想通貨交換業（暗号資産交換業）登録 （関東財務局長第00002号）
2017年11月	QASH（キャッシュ）ICOを実施
2018年9月	QUOINEXとQRYPTOSを統合したLiquid by Quoineをローンチ
2019年3月	持株会社リキッドグループ株式会社が設立され、完全子会社となる
2021年10月	第一種金融商品取引業登録 登録番号 関東財務局長（金商）第3297号
2022年4月	FTX Trading Ltd.によるFTXジャパンホールディングス株式会社（旧リキッドグループ株式会社）及び子会社であるQUOINE株式会社の買収に伴い会社名を「FTX Japan株式会社」に変更
2022年11月	関東財務局より業務停止命令・業務改善命令を受領
2022年12月	関東財務局より業務改善命令・資産の国内保有命令を受領
2023年2月	FTX Trading Ltd.の破綻を受け、お客様への資産返還サービスを提供
2023年3月	業務停止命令が解除
2024年8月	株式会社bitFlyer HoldingsによるFTX Japan株式会社の買収に伴い会社名を「株式会社Custodiem」に変更
2024年9月	資産の国内保有命令が終了

② 経営の組織

(2025年12月31日現在)



(4) 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社 bitFlyer Holdings	10,000 (株)	100.00 (%)
合計 1 名	10,000 (株)	100.00 (%)

(5) 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

(2025年12月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	名古屋 博史	有	常勤
取締役	加納 裕三	無	常勤
取締役	佐々木 亮太	無	常勤
取締役	斎藤（金光） 碧	無	常勤
取締役	宮崎 長郷	無	常勤
監査役	板倉 時生	無	常勤

(6) 政令で定める使用人の氏名

① 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

(2025年12月31日現在)

氏名	役職名
中崎 隆	リスク・コンプライアンス部長

- ② 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名
該当事項はありません。

(7) 業務の種別

金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項）

- ・ 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務
（暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るもの）
- ・ 有価証券等管理業務
（暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るもの）

- (8) 本店その他の営業所又は事業所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の事務所又は営業所）の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号

(9) 他に行っている事業の種類

- ・ 暗号資産交換業（関東財務局長第 00002 号）
- ・ 広告宣伝業

- (10) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

イ 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

ロ 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

ハ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）

該当事項はありません。

ニ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）
該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称
一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当事項はありません。

(12) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ）
該当事項はありません。

② 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号ロ）
該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号ロ）
該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号ロ）
該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当事業年度（2025年）の世界経済は、インフレの沈静化が進む一方で、実質 GDP 成長率は3%台前半で推移しました。地政学リスクの継続や米国の関税政策を巡る不確実性により、企業の投資判断やサプライチェーンが影響を受け得る状況が続き、国際金融市場では政策金利の動向や為替変動が注目されました。米国では、関税政策等への警戒が残る中、金融政策は利下げ局面に入り、米ドル動向を含む市場変動が注目されました。他方、AIを中心とするテクノロジー・半導体への投資は、世界経済成長を下支えする構造として継続しました。

日本経済は、賃上げの広がりを背景に賃金と物価の好循環が徐々に形成され、2025年の実質 GDP 成長率は前年比+1%程度と潜在成長率を上回る水準で推移しました。個人消費や設備投資が GDP 成長率回復を下支えした一方、世界経済の先行き不透明感や外需の停滞に加え、輸入物価や為替の円安影響を受けやすい局面もみられました。金融政策面では、日本銀行が2025年1月と12月に政策金利を引き上げ、物価・賃金動向を踏まえた金融正常化が意識される転換点となりました。

暗号資産業界においては、投機的な投資行動から、市場の成熟と産業化への移行に伴い実需的な投資行動が一段と進みました。米国では、トランプ政権が暗号資産業界の育成を政策課題として掲げ、業界を後押しする姿勢を明確にしました。ステーブルコイン規制法（GENIUS法）が成立し、暗号資産を決済等のインフラとして位置づける制度基盤の構築が進んだほか、デジタル資産市場構造のFIT21法案（CLARITY法）審議も進展するなど、規制の明確化と産業振興の両面で大きな前進がみられました。欧州においても、暗号資産市場規則（MiCA）の適用が進み、2024年6月30日から資産参照型トークン及び電子マネートークンの規定が、同年12月30日からその他の規定が適用されました。

国内においても、暗号資産を巡る制度環境は大きく進展しました。2025年6月に金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月に公表された報告書では、暗号資産取引の多くが投資目的であることを踏まえ、規制の根拠法を資金決済法から金融商品取引法（金商法）へ移行し、暗号資産を金融商品として位置づける方向性が示されました。報告書では、暗号資産の売買等を業として行う場合に第一種金融商品取引業と同様の規制を適用すること、発行者に対する情報開示義務の整備、インサイダー取引規制の導入等が提言されております。メディアにより2026年の国会に関連法案が提出される見通しであると報じられていました。税制面でも大きな動きがあり、2025年12月に決定された2026年度税制改正大綱において、暗号資産取引による所得について、現行の総合課税から分離課税への移行、及び3年間の損失繰越控除制度も盛り込まれました。これらの動きは、暗号資産を金融商品として位置づけ、健全な取引環境の構築と利用者保護の強化を図るものであり、暗号資産交換業者を含む関連事業者にとって事業機会の拡大とコンプライアンス態勢の高度化の両面で重要な転換点となりました。

ビットコインは、機関投資家及び個人投資家から代替資産・分散投資の観点で引き続き注目され、企業が財務戦略上の資産として位置付ける事例も増加しました。ビットコイン価格は年間を通じて大きく変動し、10月6日には終値ベースで1,868万円の過去最高値を更新しました。その後は調整局面を経て、年末時点終値ベースでは1,383万円で推移しました。

当社は、2024年7月に株式会社bitFlyer Holdingsの完全子会社となって以降、bitFlyerグループの一員としての態勢整備を着実に進めてまいりました。以前の親会社であるFTX Trading Limitedの経営破綻に関連して発出された業務改善命令は継続しておりますが、引き続きお客様からお預かりしている法定通貨の出金及び暗号資産の出庫業務を着実に実施しております。

当事業年度においては、業務改善命令への対応を進めるとともに、売買事業再開及びクリプトカストディ事業の開始に向けた基盤整備に注力いたしました。具体的には、経営態勢の高度化、内部統制及びコンプライアンス態勢の再整備、重要な規程の整備等を推進し、親会社との監督・報告態勢の整流化を図りました。また、情報管理態勢強化に向けた調査・点検の実施を進めております。

今後は、当事業年度に整備した枠組みの定着と実効性の検証を進めるとともに、暗号資産制度の改正動向を踏まえた規程・態勢の整備を行い、売買事業再開及びクリプトカストディ事業開始の適切なタイミングを判断してまいります。暗号資産交換業及び第一種金融商品取引業のライセンスを維持しつつ、当社では取引所の売買営業は停止しておりますが、今後のコア事業と見据えるクリプトカストディ事業の開始に向けて、グループ間で連携しながらbitFlyerグループならではの価値の提供に努めてまいります。

市場環境の変動を受け、2025年12月末の顧客預かり資産は7,114百万円と、2024年12月末の顧客預かり資産の8,911百万円から減少しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は△28百万円（前年同期は△633百万円）、営業損失△471百万円（同△1,545百万円）、経常損失△374百万円（同259百万円）、当期純損失△272百万円（同300百万円）となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

① 経営成績等の推移

(単位：百万円)

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
資本金	5,917	5,917	100
発行済株式総数	43,148(株)	43,148(株)	10,000(株)
営業収益	△262	△633	△28

受入手数料	5	4	1
委託手数料	-	-	-
その他の受入手数料	5	4	1
暗号資産売買等損益	△267	△638	△30
その他の営業収益	-	-	-
営業利益	△1,239	△1,545	△471
経常利益	△1,241	259	△374
当期純利益	△1,258	300	△272

- ② 株券の売買高（有価証券等清算取次ぎの委託高（有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。）を含む。）及びその受託の取扱高（有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。）

該当事項はありません。

- ③ 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

該当事項はありません。

- ④ その他業務の状況

当社が行っておりますその他の業務の内容については、4頁の1(9)「他に行っている事業の種類」をご覧ください。

- ⑤ 自己資本規制比率の状況

※自己資本規制比率の計測は2020年5月より行っています。

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
自己資本規制比率 (A)/(B)×100	654.4 (%)	417.1 (%)	798.2 (%)
固定化されていない 自己資本(A)	7,301 (百万円)	1,637 (百万円)	1,492 (百万円)
リスク相当額(B)	1,116 (百万円)	392 (百万円)	187 (百万円)
市場リスク相当額	663 (百万円)	129 (百万円)	26 (百万円)

取引先リスク相当額	211 (百万円)	28 (百万円)	28 (百万円)
基礎的リスク相当額	242 (百万円)	235 (百万円)	133 (百万円)

⑥ 使用人の総数及び外務員の総数

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
使用人	21 (人)	42 (人)	62 (人)
うち外務員	5 (人)	3 (人)	5 (人)

3 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

別紙 第9期計算書類、第10期計算書類をご参照ください。

(2) 各事業年度終了の日における次に掲げる事項

① 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当する事項はございません。

② 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当する事項はございません。

③ デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当する事項はございません。

(3) (1)に掲げる書類について会社法第436条第2項の規定に基づき、第9期はゼロス有限責任監査法人、第10期はEY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

4 内部管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社は、お客様に安心してご利用いただくために内部管理態勢の整備を経営の最重要課題としております。取締役会決議（2017年6月22日）に基づき、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための内部統制システムを整備・運用しております。社会全体からの信頼と期待に応えるべく、コンプライアンス及びリスク管理の高度化・精緻化に継続的に取り組んでまいりました。各部門から独立した内部監査室を設置し、業務遂行状況のモニタリングと評価を実施しております。三線防衛モデル（スリーライン・オブ・ディフェンス）を効果的に活用し、内部管理態勢のさらなる強化を図っております。

① 内部管理態勢の整備

当社では、関連法令及び各種ガイドラインに準拠した社内方針及び規程を整備しております。これらを通じて、役職員の権限・役割・責任範囲を明確にし、規範に沿った業務運営を徹底しております。特に、法令遵守の徹底を図るためのリスク・コンプライアンス部を設置し、日常業務の中で法令遵守やリスク管理が適切に実施されているかを継続的にモ

ニタリングしております。各部門から独立した内部監査室を設け、内部管理態勢が有効に機能しているか、課題が適切に対処されているかを独立的に検証しております。

② コンプライアンスへの取組み

当社では、リスク・コンプライアンス部を設置し、リスク・コンプライアンス担当役員の監督下において、コンプライアンス確保のためのルール及び態勢の整備に継続的に取り組んでおります。特に、社会情勢や業界の変化に即応したコンプライアンスの課題解決や、全社的なコンプライアンス意識の向上を目指し、毎年度のコンプライアンス・プログラムを策定しております。このプログラムに基づき、定期的な役職員向け研修や自己点検を実施し、最新の法規制や業界動向をタイムリーに共有するため、部署横断的な連絡会を開催しております。

③ リスク管理への取組み

当社は経営の健全性と持続可能性を継続的に確保するため、ビジネス環境や業界動向、テクノロジーの進化、法規制の変化、お客様や監督当局からの期待等を的確に捉え、リスク管理態勢の高度化に努めております。具体的には、全社的なリスク評価とリスク軽減策の策定、自己資本規制比率遵守のためのリスク限度枠管理、市場リスクや取引先リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、IT リスク等、各リスクカテゴリーの管理手法の構築と運用を継続的に強化しております。

④ 苦情管理への取組み

当社では、お客様からの声、特に苦情をサービス品質や業務改善の重要な機会と位置付けております。お客様に信頼され選ばれる金融サービスの提供を目指し、苦情管理態勢を強化しております。お客様からいただいた苦情は、担当者が迅速に事実確認と調査を実施し、その結果を社内で共有しております。

また、お客様からのお申出内容を適切に把握し、事案に応じて丁寧な案内及び対応に努めております。あわせて、苦情対応を通じて得られた知見を、注意喚起及びサービス改善に活用しております。なお、お客様が当社の対応にご納得いただけない場合には、金融ADR 制度をご案内し、第三者機関による裁判外紛争解決手続を通じて、誠実かつ迅速な解決を図る態勢を整備しております。

⑤ 内部監査態勢

当社の内部監査室は、代表取締役へ直接報告する態勢を構築しております。また、内部監査の計画、実施状況及び改善状況については、定期的に代表取締役及び監査役へ報告しております。

内部監査室は、代表取締役より重要リスクの共有、緊急的な監査実施の要請及び組織運営上の指示（人員管理、予算管理、庶務等）を受けております。一方で、監査手続、評価

及び監査結果の判断は内部監査室が主体的に実施しております。これにより、業務執行ライン及び監査対象部門からの独立性を確保しております。

内部監査室長は、内部監査室の運営及び内部監査業務を統括しております。また、内部監査室の職員は、監査対象部門との兼務を行っておりません。

さらに、内部統制に関する課題については、三様監査の観点から、会計監査人である監査法人と適宜連携しております。

(2) 法第 43 条の 2 から第 43 条の 3 までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

① 金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項から第 3 項の規定に基づく分別管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

② 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

③ 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

イ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

管理の方法	2024 年 12 月 31 日	2025 年 12 月 31 日
金銭信託	0 円	0 円

※金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理は 2020 年 5 月より開始しています。

ロ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成

該当事項はありません。

(2) 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容

該当事項はありません。